

平成29年 第20回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成29年12月14日（木）午後0時45分

場 所：教育委員会室

平成29年12月14日

東京都教育委員会第20回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第78号議案

東京都公立学校等職員の標準職務遂行能力を定める規則の一部を改正する規則の制定について

第79号議案

平成29年度東京都指定文化財の指定等の諮問について

第80号議案

東京都公立学校長の任命について

第81号議案から第83号まで

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 小学校教育の現状と今後の在り方検討委員会提言について

(2) 東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会報告書について

(3) 第Ⅱ期「スポーツ特別強化校」の指定について

(4) 平成29年度東京都教育委員会職員表彰について

(5) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

(6) 懲戒処分者数等の推移及び服務事故防止に向けた主な取組について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人 (欠 席)

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	堤 雅 史
教育監	出 張 吉 訓
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	初 宿 和 夫
地域教育支援部長	安 部 典 子
指導部長	増 淵 達 夫
人事部長	江 藤 巧
福利厚生部長	太 田 誠 一
教育政策担当部長	古 川 浩 二
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	浅 野 直 樹
指導推進担当部長	宇 田 剛
人事企画担当部長	鈴 木 正 一
(書 記) 総務部教育政策課長	曾 根 稔

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから平成29年第20回定例会を開会いたします。

本日は、北村委員から、所用により御欠席との届出を頂いてございます。

本日は、NHK外10社からの取材と11名から傍聴の申込みがございました。また、NHK外2社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。以上の件について許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室させてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意願います。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、秋山委員にお願いいたします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回11月9日の第18回定例会の議事録については、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を頂きたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第18回定例会の議事録に

については承認を頂きました。

前回11月24日の第19回定例会の議事録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認を頂きたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第79号議案から第83号議案までの議案並びに報告事項（5）及び（6）につきましては人事等に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。

—— 〈異議なし〉 ——では、ただいまの件については、そのように取り扱わせていただきます。

議 案

第78号議案

東京都公立学校等職員の標準職務遂行能力を定める規則の一部を改正する規則の制定について

【教育長】 それでは、第78号議案、東京都公立学校等職員の標準職務遂行能力を定める規則の一部を改正する規則の制定についての説明を、人事企画担当部長、お願いいたします。

【人事企画担当部長】 それでは、第78号議案資料を御覧ください。議案は、東京都公立学校等職員の標準職務遂行能力を定める規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。現在、東京都が進めております働き方改革やライフ・ワーク・バランスの推進の観点から、一部改正を行うものでございます。

東京都教育委員会では、地方公務員法の改正を受けまして、平成28年4月1日に本規則を施行いたしました。標準職務遂行能力とは、主幹教諭、主任教諭などの標準的な職ごとに職務を遂行する上で発揮することが求められる能力のことで、人事評価や昇任等の能力実証はこの標準職務遂行能力を有するかで判断されることとなります。

次に、今回の改正内容についてでございます。2ページ、別紙1を御覧ください。中段の左側を御覧いただきたいと思います。まず、（1）行政系職員は学校経営支援

センター職員及び公立学校の事務職員などについてでございますが、管理職の標準職務遂行能力に「効率的な事業運営（効率性、生産性の向上等）」と「良好な職場風土の醸成（超過勤務の縮減、コンプライアンスを徹底した職場管理等）」という内容を追加いたします。

具体的には3ページを御覧ください。別紙2-1でございます。こちらは部長の標準職務遂行能力で、表の左側を御覧ください。「一 課題設定力」、「二 実行力」、「三 組織運営力」の三つの大項目と細目から成り立っております。改正案につきましては右の表のとおりで、「二 実行力」の上から4番目に「四 効率的な事業運営」という項目を新規で設け、「組織全体に目配り」、「効率性を意識」、「組織の生産性向上」という内容を盛り込みます。また、下の「三 組織運営力」の一番下でございますが、「四 良好な職場風土の醸成」という項目を新規に設けまして、「超過勤務の縮減」、「休暇取得の促進」、「コンプライアンスを徹底した職場管理」という内容を盛り込みます。管理職である課長も同様の改正内容でございます。

恐れ入りますが、また2ページに戻っていただきまして、別紙1でございます。今は管理職の説明をさせていただきましたけれども、監督職である課長代理、一般職である主任、主事及び技能系職員についても、「効率的な職務遂行（生産性を意識等）」の内容で標準職務遂行能力の新設、改正を行っております。

なお、（1）行政系職員につきましては、都庁全体で人事が行われているため、知事部局の規定と同様の改正内容となっております。

表の右に行きまして、次に（2）教員系についてでございます。教育管理職である校長・副校長でございますが、標準職務遂行能力に「効率性の意識」「学校全体への目配り」「コンプライアンスを徹底した職場管理」という内容を追加しています。

具体的には、恐れ入りますが、9ページになります。別紙3-1を御覧いただきたいと思っております。こちらは校長の標準職務遂行能力で、表の左を見ていただきたいのですが、「一 経営企画力」、「二 実行力」、「三 組織運営力」、「四 人材育成力」の四つの大項目と細目から成っております。改正案につきましては右の表のとおりで、「一 経営企画力」の上から三つ目の細目に「効率性を意識して」という文言を盛り込みます。「二 実行力」の上から四つ目の細目に「学校全体に目配りしなが

ら」を盛り込みます。「三 組織運営力」の上から四つ目の細目に「コンプライアンスを徹底した職場管理を行い、教職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいる。」という文言を新規で設けます。副校長につきましても同様の改正内容となっております。

恐れ入ります、また2ページの別紙1にお戻りいただきたいと思います。次に、主幹教諭以下の標準職務遂行能力についてでございますが、今回は改正しないことにいたします。これは主幹教諭以下の標準職務遂行能力の大項目は、「学習指導」、「生活指導、進路指導」、「学校運営」及び「特別活動・その他」から成り立っており、指導力に重点が置かれている作りとなっているため、行政系一般職員で今回追加する「効率的な職務遂行（生産性を意識等）」という文言を一律に適用することはなじまないものであり、業績評価実施要領で定める着眼点の例の中には、例えば、「担当する校務や学校運営上の課題について改善を進め、目標を達成できたか」という文言や、「創意工夫し、授業の改善に努めているか」という文言を既に設けているため、これらで対応することといたします。また、知事部局でも同様の趣旨で、専門職である医師等の一般職については標準職務遂行能力の改正は行わないとしております。

最後にスケジュールでございますが、本改正規則の施行期日でございますが、業績評価の対象期間が異なるため、管理職を除く行政系監督職・一般職は平成30年1月1日、教員系職員、行政系管理職は平成30年4月1日を予定しております。

説明は以上です。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明について御意見・御質問ございましたらお願いいたします。

【遠藤委員】 最後のところなのですけれども、主幹教諭以下の教員については特に変更しない、管理職については「効率性の意識」「学校全体への目配り」「コンプライアンスを徹底した職場管理」が新たに加わったわけですがけれども、学校の教員の働き方の問題がクローズアップされている中で、この際、働き方改革の一環として主幹教諭以下の教員についてもこうした見直しが必要なのではないかという感じもしたのですけれども、今の御説明ですと必要ないと。その辺、もう少しそのバックグラウンドを教えてくださいませんか。

【人事企画担当部長】 まず、主幹教諭以下の教員の標準職務遂行能力は、先ほど申し上げましたように指導力に力点を置いた構成になっております。当然ライフ・ワーク・バランスに沿った仕事の進め方は必要ですが、この規則の中に「生産性を意識」等といった文言を入れるのはなかなか難しいところがありまして、校長が組織目標等にその辺のことを入れて、日々学校運営、学校経営の中で意識していただくという事で、対応したいと考えています。

【教育長】 これは教諭に限ったことではなくて、医師とか、そういう専門職についても同様でございまして、専門性の高い職については、今までの標準職務遂行能力の体系上、働き方改革的なことだけを入れ込むというのではうまく整合性が取れないというのもありまして、もちろん働き方改革をするに当たっては個人についてそれを求めるということで今後策定するプランにもそういった趣旨は盛り込まれていくわけですけれども、標準職務遂行能力は管理職の方がそこら辺についてはしっかりと把握して、管理をしていくという作りになっております。

ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、本件について原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。――

〈異議なし〉――では、本件について原案のとおり承認を頂きました。

報 告

(1) 小学校教育の現状と今後の在り方検討委員会提言について

【教育長】 次に、報告事項(1)小学校教育の現状と今後の在り方検討委員会提言について、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 それでは、報告事項(1)小学校教育の現状と今後の在り方検討委員会提言について、資料は、タブレットでお示しする概要、ペーパーで提言をお示ししています。両方使いながら御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、タブレットの1点目に書かれています「1 委員会設置の背景」でございま

すが、第1に、今年の3月に新たな幼稚園教育要領と小学校及び中学校の学習指導要領が告示されました。主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や、小学校における英語科の新設など、新学習指導要領への対応を含め、今後の小学校教育の在り方について検討することが必要でございます。

第2に、小学校教育の現状と課題を見ますと、小1児童の学校への不適応状態については、教員の加配により一定の効果はございますが、依然として入学時不適応を起こす状況が発生しております。そのため、就学前教育と小学校教育との円滑な接続に向けた取組が必要になってまいります。

第3に、いわゆる過労死ラインとされる週60時間を超えて在校する小学校教員は、先般、都教育委員会が行った調査では全体の約37.4パーセントになり、小学校における働き方改革について具体的な取組を構築する必要がございます。こうしたことから、学校教育制度、脳科学、発達心理学を専門とする学識経験者3名、東京都国公立幼稚園・こども園長会、東京都公立小学校長会長を委員として依頼し、委員会を開催し、提言を頂いたところでございます。委員のメンバーにつきましては、この提言の一番後ろのページに出ていますので、御覧いただければと思います。

続きまして、概要の左側「2 小学校教育の現状と課題」になります。このことにつきましては、8月の総合教育会議の場でも御説明しており、そこと重なりますので簡単に触れたいと思います。

まず、(1)学習内容及び授業時数についてでございます。現状につきましては、外国語科や、主体的・対話的で深い学びといった新たな教育内容や指導方法への対応、授業時数の増加への対応などが必要です。一方で、反復的な練習とか、個別学習等を重視する教員がやや減少する傾向にあります。こうしたことから、課題として、授業の質の向上とか、授業時数の確保を図っていく必要がございます。

(2)児童の状況及び指導体制でございますが、現状では小1児童、中1生徒の学校への不適応状況は依然として発生しております。幼稚園や保育所等によっては、生活経験や遊びを通した学びに違いがある一方で、小学校に入ると、学校ごとに同一の教育課程で指導を受けることとなります。就学前施設と小学校との円滑な連携・接続に関する取組については、その内容や方法、実施回数などの質的・量的な違いが顕著

でございます。こうしたことから、課題といたしまして、指導体制・指導内容・指導方法を含めて、就学前教育と小学校教育との一層の円滑な接続を図っていくことが必要になります。

(3) 学習指導・学習環境についてでございますが、現状では、音楽・図画工作など、一部の教科で1学級当たり週3時間から4時間程度、専科指導が行われております。校長先生方は、小学校の英語につきましては、専科による指導の有効性を指摘しています。また、ICTの活用は学力向上に一定の効果はあるものの、区市町村や学校によって整備状況や指導体制にばらつきがございます。こうしたことから、課題として、学級担任による指導体制を基盤としつつも、教育の質の向上や教員の働き方改革につながるよう、小学校教育の全体について見直していくことが必要になってまいります。

(4) 教員の勤務状況でございます。現状は教員の平日の在校時間は増加傾向にあり、個別対応や授業準備等の時間を十分確保することが困難になっており、長期休業日を活用して授業や学校行事等の準備をしようとしても、そのための時間が十分取れていないという現状がございます。こうしたことから、教員の働き方を改革する必要があるという状況がございます。

そして右側「3 解決に向けた提言」になります。この委員会が提言した内容はそこでございますが、まず、基本的な考え方としまして3点示してございます。一つは教育の質の向上を図ることが重要であること、就学前教育や中学校教育との関連も含め、指導方法の改善や授業時数の確保といった質・量の両面から見直していくことが必要であること、そして教育の質の向上につながるよう、働き方改革を進めていく必要があること、この3点が基本的な考え方でございます。

このような考え方の下、アからウまで、具体的に3点を提言として示しています。

提言の大きな1点目は、アとしまして、就学前教育と小学校教育との一層の円滑な接続を図る必要があるということでございます。具体として五つの内容を示しています。まず第1に、5歳児から小学校低学年をひとまとまりにした教育課程を研究・開発するということでございます。これまでの議論の中で、幼児・児童の実態として、読み書きなどの能力については伸びている一方で、コミュニケーション能力など課題

となっている力もあるといった意見がございました。また、小学校第1学年の児童の学校への不適応状況がいまだに発生している事実もございます。これらのことを踏まえ、幼児一人一人の力を一層伸ばし、就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図るための一つの方策として教育課程の研究・開発があるのではないかという提言でございます。

「小学校教育の現状と今後の在り方検討委員会提言」の4ページをお開きください。4ページの下から提言がございます。まず、5歳児までの経験や既に身に付けている資質・能力について明らかにする必要があるということ、その上で、例えば身近な事柄について話したり聞いたりすることなど、どのような力を育むことができるかを検証する必要があるということ。その結果やこれまでの就学前教育の成果などを基に、幼児・児童の実態に応じて、5歳児から小学校低学年をひとまとまりとした教育課程を研究・開発することと示されております。

続きまして、2点目でございますが、5歳児から小学校低学年をひとまとまりとした教育課程を実践する上での必要な指導方法の確立でございます。「小学校教育の現状と今後の在り方検討委員会提言」の本文5ページの5行目におきまして、「例えば『自分で選択して取り組む活動』と『学級全体で行う活動』とを効果的に取り入れるなど、幼児の遊びを通じた学びや児童の各教科等における学習の特性を生かした」など、研究開発した教育課程に応じた指導方法を明らかにする必要があるということが記されています。

第3には、研究・開発した教育課程を行う上で必要となる教材・教具の開発とか、学習・生活環境を整備するというところでございます。

第4には、幼稚園教諭及び小学校教諭等による指導者の複数体制について検討するというところでございます。議論の中で、幼稚園教諭と小学校教諭による指導者複数体制には、一人一人の課題に個別に対応したり、個別学習やグループ学習等を指導するなど、個に応じた指導の一層の充実に効果があるのではないかという意見がございました。

第5には、幼稚園児への指導に当たって、小学校に配置されているスクールカウンセラーや外部機関との連携協力により、指導体制の充実に資するということでございます。

す。例えば小学校の特別支援教室の適用範囲を幼稚園に広げるなど、より早期から専門的な対応を図ることができる体制の構築について検討する必要性が提言されております。

提言の大きな2点目、イとしまして、教育の質の向上について五つの内容を示しております。第1に、就学前教育との連続性を意識して、小学校における教育内容や指導方法の見直しがございます。このたび改訂されました幼稚園教育要領や保育所保育指針等によりますと、就学前施設の種別にかかわらず、3歳以上の幼児の教育・保育に関する狙い、そして内容が共通のものとして示されたことも踏まえまして、小学校における教育内容や指導方法を見直す必要があるとしております。

第2に、小学校における外国語科（英語）等の新たな教育内容は、専門性の高い教員による系統的な指導が有効であり、専科教員等による指導体制を構築するということとございます。

第3に、高学年を中心として専科指導を拡充し、中学校での学習への不安を解消するとともに、より専門性の高い指導を一層進めることができるようにするということとございます。

第4は、ICTを活用した個に応じた指導を推進するということとございます。

そして第5に、学校におけるICTの活用に当たっては、企業と連携する体制を検討する必要があるということが提言として示されております。

そして、提言の大きな3点目は、ウとしまして、教員の働き方改革について三つの内容が示されています。第1に、専科教員等による指導体制を構築することによって、学級担任の、いわゆる空き時間を増やす必要があるということとございます。

第2に、指導の質の向上と授業準備等の効率化を図るため、ICT機器やデジタル教材の積極的な活用などについて検討する必要があるということとございます。

第3に、児童一人一人への対応に注力できる環境を整備するために、校務運営や授業準備等を支援する人材の配置や学校支援ボランティアによる教育支援活動を行う体制を構築する必要があるといったこととございます。

そして最後、（3）としまして今後の方向でございますが、検討委員会は東京都教育委員会といたしまして、本提言を基に教育課程等を具体化するとともに、効果検証

の方法等を明らかにするなど、今後も更なる検討を行っていくことを期待すると述べております。東京都教育委員会といたしまして、提言内容について、その実現の可能性も含めて検討を進めていきたいと考えております。

報告は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明について御意見・御質問ございましたらお願いいたします。

【秋山委員】 幼稚園等と小学校との連携というのは、現状においてとても大事だと思っています。資料5ページの四つ目の丸、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーのところに「例えば、小学校に設置されている特別支援教室の適用範囲を幼稚園等にまで広げるなど」運用状況によっては子供たちにはとても良いかと思いますが、慎重に運営しないと、これをレッテル貼りのような形にも取られる可能性がありますので、この運営には重々気を付けていただきたいと思います。また、特別支援教室を利用しても、ずっと利用するのではなく、出たり入ったりできる。これは特別支援教室だけではなくて、特別支援学級も出たり入ったりできるような柔軟性を持たせた運用を支援員の方に示していただけると、より活用が円滑に運営できるのではないかと考えています。

【指導部長】 特に就学前教育における活用については、委員御指摘のように十分に配慮していきたいと思っておりますし、柔軟に活用して、早い段階から適切な指導ができるようなことについては十分に配慮していく必要があると考えております。

【山口委員】 非常に大事な内容がたくさん入っていて、いい提言を頂いたと思います。教員の働き方改革で三つ目の白丸ですけれども、「校務運営や授業準備等を支援する人材の配置や、学校支援ボランティアによる教育支援活動を行う体制を構築する必要がある」とあるのですが、午前中の総合教育会議でも出ましたが、やはりこれから様々に求められるものが非常に多くなってきて、教員だけでは対応できないものが多々出てくると思いますので、外部の人材の活用とかボランティアも含めて、小学校だけではないと思うのですけれども、前から言われてはいるのですが、まだ十分に入っていないと思うので、引き続き、より進むように是非やっていただきたいなと思います。意見です。

【秋山委員】 今、山口委員がおっしゃったので、今日の総合教育会議でも、私、意見として申し上げましたが、家庭の役割が幼少期は重大で、家庭教育とどのように連携していくのかという視点もどこかに入れていただけるといいかなと思います。

【指導部長】 特に小学校教育や幼児教育での家庭との支援、連携は欠かせませんので、それについても大前提として取り組んでいきたいと思います。

【宮崎委員】 とても大事な点なのですが、学校と家庭と地域が三角形のトライアングルで支えていく。家庭にもいろいろ課題がある家庭があったり、なかなかきれいごとでいかない部分もあると思うので、その辺は気を遣って、もう少し組織の輪郭の中だけでなく、外部との連携の上に家庭の位置付けをしたらいいのではないかと思います。

【遠藤委員】 御指摘がいろいろあって、秋山委員からも家庭の問題ということ。私、経済同友会で学校と企業の関係の議論をしているときに、家庭教育の場から父親を不在にした責任は企業にあるのではないかという問題提起をして、その企業の人事考課の中に、例えば保護者会に出席する回数、あるいは子供と学校との関わり合いの中に親がどれだけ参画したかとか、そうしたことも人事考課でプラス評価するような仕組みを企業としても考える必要があるのではないかという議論をしたことがございます。現実には保護者会等に出るとなると、大事なこの忙しいときにいないではないかというようなことで、マイナス評価になる。そうしたことが長年続けられてきたことが家庭教育の荒廃につながってきたのではないかという問題意識があったのです。賛否両論あったのですけれども、我々経済同友会のメンバーだけがそういうことに取り組んでも、数が少ないのだからと。ただ、ゼロよりは、やった方がいいのではないかと。

そこで、東京都に御質問なのですけれども、東京都職員の人事考課において、教育の現場に職員が参加することがプラスなのか、マイナスなのかなんていう議論をしたことがありますか。

【次長】 ないと思います。

【指導部長】 今、宮崎委員、遠藤委員からの御指摘、秋山委員も含めて、家庭と十分連携して、その具体的なところをという御指摘だと思います。この提言について

具体化していくに当たって、私どももまた、委員会等を作りながら、今御指摘のあったところを具体化できるような形できちんと検討してまいりたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして報告として承りました。

(2) 東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会報告書について

【教育長】 次に、報告事項(2) 東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会報告書について、指導推進担当部長、説明をお願いします。

【指導推進担当部長】 それでは、報告事項(2) 東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会報告書については、本年6月22日の第11回教育委員会定例会で設置いたしますという御報告をいたしました。このたび、検討委員会の提言が報告書としてまとまりましたので御報告いたします。

まず「Ⅰ 改善が求められる背景・経緯」でございますけれども、4点ございます。まず、1点目として、現在の都立高校入学者選抜英語検査において「話すこと」の検査は実施されていないこと。2点目といたしまして、現在の中学校では「話すこと」を含めて4技能を総合的に育成する授業改善が進められていますけれども、入学者選抜で「話すこと」の評価がないため、小中高一貫した「話すこと」の指導に影響を与えているという指摘がございます。3点目といたしまして、昨年9月に御報告いたしました東京都英語教育戦略会議におきましても「都立高校入試において『話すこと』を含めた4技能を測定する検査の実施を検討すべき」という提言を頂いております。4点目として、国の動向ですけれども、中学校3年生を対象に行っている全国学力・学習状況調査においても、平成31年度に「話すこと」を調査する、また、大学入学者選抜におきましても、民間の資格・検定試験を活用していく流れがございます。

その下の「Ⅱ 英語検査改善に向けた基本的な考え方」でございますけれども、2点あります。まず、1点目、都立高校入学者選抜で評価すべき力は、やはり子供たち

が3年間、学習指導要領に基づいて学んだことをきちんと評価するべきである。そういった場合、英語においては、読む、書く、聞く、話すの四つの技能を評価すべきではないか。2点目といたしまして、都立高等学校入学者選抜において「話すこと」の検査を導入することにより、ますます授業が充実していき、また、小中高一貫した4技能の育成が進んでいくのではないかとこのところがございます。

そして、右上の「Ⅲ 英語検査改善の方向性」は今回の報告書の中で一番重要なところでございますので、お手元の「東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会報告書」の8ページお開きいただけますでしょうか。8ページ一番上の「Ⅲ 英語検査改善の方向性」のページでございます。

まず、1、「話すこと」の検査実施における課題で2点ございます。まず、上の方の2行目の最後にありますように、ペーパーテストとは異なって、一斉に「話すこと」を実施するには、その実施時間や評価者の確保、実施場所の確保、問題の機密性の保持といった運営上の課題が非常に大きいということです。その下ですけれども、都立高校の検査を受ける中学3年生は大体5万人おります。現在2月24日近辺で入試が行われるわけですが、2月24日において5万人が一斉に話すことの検査をするということは、採点者、特に採点時間を確保する上でかなり困難であるという2点の課題の指摘を受けています。その課題を解決するため、2、英語検査改善の具体的方向性で四つの提言を受けております。

1点目、一番上の丸でございますけれども、民間の資格・検定試験はもう既に4技能を総合的に評価する実績がございますので、こういった民間の資格・検定試験の知見を活用していくのが有効であろうということ。

2点目ですけれども、ただし、そのまま活用いたしますと、学習指導要領に準拠した内容を担保するというところに課題があります。そこで、東京都教育委員会と資格・検定実施団体とが連携できる体制を作りまして、出題の内容を学習指導要領に準拠したものにすべきであるということです。

3点目ですけれども、複数の資格・検定試験の結果を比較し、互換性をとるのは非常に難しい場面があるので、活用する試験は一本化にしていく方が望ましいのではないかとこの提言です。

最後はその回数ですけれども、やはり経済的負担や居住地による受験機会の公平性に配慮すると、まず1回の受験が望ましいのではないか。ただし、インフルエンザ等学校感染症の罹患等があるので、予備日等をもう1日作っておく。これが今回の報告書の大きな提言の部分でございます。

もう一度タブレットにお戻りいただけますでしょうか。「Ⅳ 『話すこと』の検査実施に当たっての配慮事項」、現在は提言ですけれども、実際に検査を実施するとすると、このような配慮が必要であろうということで4点受けております。

まず「出題内容の妥当性を担保する。」は、学習指導要領に合ってるかどうかです。

2点目の「採点の客観性・信頼性を担保する。」は、採点基準を明確化して、特に採点者の質を研修等で上げていく必要があるということです。

3点目の「実施方法に応じた運営上の安全性を担保する。」は、例えば面接方式で行った場合、面接が終わった後、子供たちが接触して、お互いに問題の情報交換をしたり、また、タブレットを使うような場合ですと、機械ですので、やはりそのトラブルの防止が必要であるということです。

最後、4点目ですけれども、「中学校の教育課程を踏まえ、実施時期を設定する。」です。中学校は様々な行事、また、定期考査などがあります。そういったことを踏まえて、適正な実施を設定していく必要があるだろうということです。

下の「Ⅴ 今後の検討事項」でございますけれども、実際に入学者選抜でどのように活用するのか、また、配点等をどうするのかというのが1点目。2点目は費用負担、なるべく負担にならないようにするにはどうしたらいいかという検討。私立高等学校等との調整の3点の指摘、提言を受けております。今後、東京都入学者選抜検討委員会でこのことについて検討していくことになっています。

最後、一番下の「Ⅵ 導入に向けての留意点」でございます。今回は提言でございますけれども、導入を行うに当たって留意点が3点あります。特に一番左、スピーキングの検査を行うということは、これまでと違って非常に大きな変化になりますから、生徒・保護者、学校関係者等への十分な周知・準備期間の確保といったことが出ております。想定スケジュールですけれども、平成30年度、来年度に実現が可能かど

うかというフィージビリティ調査を行い、平成31年度に例えばプレテストを行う、平成32年度以降に一部実施していく。これはあくまでも想定スケジュールでございますけれども、最短でそのようなことも考えられるという提言を頂きました。

私からの報告は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明について御意見・御質問ございましたらお願いいたします。

【山口委員】 1点だけお伺いしたいのですが、もしかしたらここにも載っているのかもしれませんが、「話すこと」を検査の中に含めていくということなのですが、多分4技能の中で等分ではないと思うのですが、どれぐらいの割合で考えていらっしゃるのでしょうか。

【指導推進担当部長】 「V 今後の検討事項」の一番上に都立高等学校入学者選抜への活用方法及び配点等の検討とあるのですが、実は改善検討委員会の中でもここが大きな課題になりますといった御意見で、今後時間をかけて、100点満点の中でどれぐらいなのか、点数で入れるのか、バンドといたしますか、程度、段階で入れる方法も含めて、今後の検討課題とさせていただきます。

【山口委員】 恐らく生徒、保護者の方も、どのぐらいの配点を占めるのか。要するにそこに掛ける時間がどの程度のものになるのかが興味のあるところだと思いますので、その辺りの検討を十分進めていただきたい。それから、東京都としての準備、試験にかける程度も配点によって随分変わってくるのではないかと思いますので、慎重な検討をお願いいたします。

【遠藤委員】 8万人と5万人の3万人のギャップの問題というのは、私立への受験者という想定でしょうか。最後の「V 今後の検討事項」で私立高等学校等との調整とありますけれども、具体的にどういうことが想定されるのでしょうか。

【指導推進担当部長】 まず、1点目でございますけれども、8万人と5万人の差は、私立学校、国公立、他県に進学する場合がありますので、その差が出ます。

私立高等学校等との調整ですけれども、入試に関しまして変更点があった場合には私立学校にもお話をします。また、将来的に、例えば私立学校でも、東京都で行うスピーキングを利用するかもしれない。そのようなところも含めて御報告していきなが

らという調整です。

【遠藤委員】 だから、5万人ではなくて、8万人になるのではないかという、そこなのです。外部委託にしたりすれば、私立学校のそういう試験も東京都の費用でやるわけですね。

【指導推進担当部長】 全て東京都が負担するというよりも、受験者の負担に東京都がどれだけ補助するのかという問題があると思います。予算等についてもまだまだ検討していないのですけれども、全てという形になると、遠藤委員がおっしゃったように私立学校に進む生徒の分も東京都が負担するのかということは、今後の検討になると思います。

【宮崎委員】 プレゼンテーションがますます大事になってきておりますし、話すということは、それを何語でやるかということももちろんあるわけです。

もう一つは試験に出ないと勉強しないという風潮から考えれば、これを一つの項目に上げるというのは確かに大きな課題であるとは思っています。ただ、何を話すかというときに、話せること自体よりも、話す内容の方が大事であって、例えば道を聞かれて答えられるかが話す能力か、教育現場の中で何を求めるのかというところ。もしかしたら、そこは連携してやりますよという話なのでしょうけれども、見る視点をもう少し深く考えなければいけないところではないかと思っております。

私としては、高校は中学、大学は高校をもっと信頼して、そこでの教育で付いた成績評価を利用することはできないのでしょうか。わざわざ外部の試験を受けなくても、話すことに対して中学校では評価が付いているわけです。それをもって読み替えるとか、高校側から判断するような体制ができれば、わざわざ外の試験を使わなくても、ある意味、指標になるのではないかと。言ってみれば、大学の推薦入試などのときに高校の成績評価とか、評定平均とか、いろいろなものが出てきますが、高校を信じていないと使えないですね。でも、信じているから使います。そういうことを考えると、高校入試でも中学の教育を信じていれば、若干の加工は必要だと思いますが、ある意味、中学の教科の評価を使えるのではないかという気がするのですが、それは選択肢には全く入っていないのでしょうか。

【指導推進担当部長】 2点目の中学校の評価は、都立学校でも大学と同じ推薦入

試があります。それは、中学校での評価、先ほどの面接とかがありますけれども、そのような形で使われます。また、2月24日に行うものにいたしましても、当日の試験だけではなくて、中学校の成績、いわゆる内申を使いながら総合的に評価しています。

【宮崎委員】 だから、「話すこと」という能力の評価を中学の教科の中での成績で見ることにはできないのかということです。

【指導推進担当部長】 英語の場合は四つの技能があるのですが、実際の成績につきましては四つの技能ではなくて、観点別になっており、そこだけでは、今の制度では、話す能力がどうなのかは英語の成績では見ることはできなくなっております。

【宮崎委員】 そちらの改善の方が先のような気がします。

【指導推進担当部長】 実際に「話すこと」の指導は今、中学校では本当に改善されています。ただ、逆に言えば、改善されていること、子供たちが身に付けたこと。各都立学校はそれぞれ特色があって、こういう生徒をといるところがありますから、それに合わせて、当日のほかの教科の試験も全て含めてですけれども、それで見えていくことだと思います。

【教育長】 大学入試で英語は4技能を見ることになって、高校の教育現場ではそれにどう対応していくかということでは、やはりかなり影響があるわけです。小学校の英語が教科化されることと、大学入試でもそのようになっていく中で、やはり語学教育は継続していくことが極めて重要なことだと思うのです。その中で小学校の早い段階から始まって、中学、高校、大学で一貫して、しっかりした4技能の習得についての教育のモーションが働いていくようにすることが大事なのではないかなと考えているところではあります。

【秋山委員】 宮崎委員がおっしゃっているように、話す技能を日々の授業の中で評価していくことは教育の効果を上げるために必要ですので、今は「話すこと」の評価ができないのであれば、その評価ができるような研究を同時にしていっていただいた方がいいのではないかと思います。

【指導推進担当部長】 「話すこと」の評価ができないのではなくて、例えば「話

すこと」「読むこと」、四つの技能について教員はそれぞれ評価しています。それを最終的な通知表の数字に落とし込むときには「話すこと」だけというのはなかなかできないことなのです。実際「話すこと」の指導、「聞くこと」の指導をやって、もちろんその評価はやっているのですけれども、そこだけを見てという形ではなかなかしにくいということと、もしそれができてしまうと、極論を言ってしまうと、中学校の4技能は全て見なくてもということにもなってしまいます。

ただ、実際「話すこと」の指導というのは改善されていますけれども、このことによって更に中学校教育の4技能の指導が総合的にバランスよく進むのではないか。そのような期待があるというのは提言でもらっています。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして報告として承りました。

(3) 第Ⅱ期「スポーツ特別強化校」の指定について

【教育長】 次に、報告事項(3)第Ⅱ期「スポーツ特別強化校」の指定について、指導推進担当部長、説明をお願いします。

【指導推進担当部長】 それでは、報告事項(3)第Ⅱ期「スポーツ特別強化校」の指定についてでございますけれども、第Ⅰ期は平成27年度から今年度まで、3年間指定いたしました。強化校の指定の趣旨でございますけれども、「1 趣旨」の真ん中にありますように、全国大会や関東大会への出場を目指すような拠点校、そして東京都全体の運動部活動の競技力を向上させていくというのが趣旨でございます。

「2 基本方針」でございますけれども、今申し上げましたように、一つ目といたしまして、全国大会や関東大会に出場する学校、そして、二つ目といたしまして、その学校の特色化を図っていくということがあります。これはスポーツ上位校をどんどん強化していくということですが、例えば体力に課題のある学校につきましては、東京都では体力気力鍛錬道場という取組をやっております。また、中位の学校には全体的に外部指導員を派遣しております。そういった意味で、課題のある学校、中

位、上位という形で全体の体力や運動部活動を振興していくことを考えています。

その下の「3 大会出場状況」です。一番上が全国大会の個人、人数なのですが、全体が出た中で特別強化校の生徒がどれだけ入っているか。左の数字はこれが始まる前の平成26年度、それから平成28年度、平成29年度で、特に全国大会も、関東大会も、個人については順調に伸びております。団体についてはそう大きな伸びではないのですが、下の競技成績も、優勝、2位というよりも、ベスト32、ベスト16が全国大会で伸びています。関東大会でも平成26年度に比べればかなり伸びてございます。

「4 成果と課題」は、成果については今、私が申し上げたところですが、課題といたしましては、特別強化校の中、特に団体競技で更に上位を目指すことができると考えております。

それでは「5 第Ⅱ期の指定」について御説明いたします。右上のボックスを御覧ください。第Ⅰ期では23校50部でしたけれども、第Ⅱ期は40校58部を指定いたします。全部で60校125部からの応募がございました。その中で競技成績、その取組内容、部員数等により審査いたしまして、この40校58部を指定いたしました。

ちなみに、新規は22校25部となっております。

(2) ですが、一体どのような内容なのかですが、大きく分けて二つの形があります。一つは「特別強化部」と呼ばれるもので、メジャーといいますか、表の中にありますような部員も多く、よく知られている競技について、オリンピック競技、オリンピック競技以外も含めて29校46部を指定いたします。2型「育成競技」は、どちらかというと競技人口が少ない部活動です。アーチェリーとか、自転車競技についても指定いたしました。一番下の「準特別強化部」11校11部は、特別強化部までとはいえないのですが、非常に力を付けて頑張っているところです。予算等は特につかないのですが、関東、東北や甲信越に行きまして、交流試合、文化交流を行う地方創生事業の高校生元気アップスポーツ交流事業に参加する形となっております。

最後「6 指定期間」でございますけれども、3年間で各年度に評価してまいります。

最後にどのような学校かですけれども、具体的な学校名は「『スポーツ特別強化校』一覧」の網掛けがしてあるところが、来年度、新規に第Ⅱ期として指定を考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明について御意見・御質問ございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして報告として承りました。

(4) 平成29年度東京都教育委員会職員表彰について

【教育長】 次に、報告事項(4)平成29年度東京都教育委員会職員表彰について、総務部長、説明をお願いします。

【総務部長】 それでは、報告事項(4)平成29年度東京都教育委員会職員表彰について御説明申し上げます。

この職員表彰につきましては「1 目的」の記載の下に「2 根拠規程」に基づきまして昭和27年から実施しているものでございます。「3 表彰対象」にございますように、表彰には個人表彰、団体表彰とがございまして、個人表彰におきましては本年の3月、根拠規程であります第1条に第3項を加えまして、本年度から新たに入都6年未満の者を対象とした立志賞を創設いたしました。立志賞は、教職員としては発展途上であるものの、子供たちに夢や希望、生きる力を授けるために日々真剣に取り組んでいて、その将来性を期待できる教諭を対象としているところでございます。

2ページの「4 選考方法」でございますけれども、各区市町村の教育委員会及び教育庁各部から推薦のありました区市町村立学校、また、都立学校長及び教育庁各部から推薦のありました都立学校それぞれの個人、団体を対象に教育庁内で設置した職員表彰審査会で審査を行いまして、決定したところでございます。

「5 被表彰者数」を御覧いただければと思います。今年度の被表彰者数でございますけれども、96名10団体でございます。校種別の内訳は表のとおりでございます。

表の下に平成25年度以降毎年度の表彰実績を載せておりますけれども、今年度もおおむね同様の規模となっております。

次に「6 表彰式」といたしまして、来年、平成30年2月2日、都庁第一本庁舎5階の大会議場で、教育委員の皆様にも御出席いただきまして表彰状の贈呈を実施したいと考えております。

次のページへ行きまして、ここから先が表彰者の名簿でございます。表彰者の氏名、学校名、主たる功績等について、個人表彰、団体表彰の種別ごとに記載してございます。これらの中から4件でございますけれども、具体的な例を簡単に御説明させていただきます。お手元に、紙で参考として「平成29年度東京都教育委員会職員表彰取組・功績事例」を配布しておりますので、併せて御覧いただければと思います。

まず、個人表彰のうちの(1)教職員(立志賞)における表彰者でございます。画面上の名簿でいきますと、中学校の3、国分寺市立第二中学校の太田健司教諭です。この方は平成25年4月に採用されまして、今年度5年目の教員でございます。日々の学習指導におきまして教材研究を熱心に行いまして、積極的に新しい方法を授業に取り入れながら授業改善に努めておられます。特にパワーポイントやプロジェクター等のICT機器を活用して、図解を示しながら行う授業については、生徒からも分かりやすいと好評を得ておられるということでございます。また、自らの授業に使用するだけでなく、他の教員に活用を促したり、使用のサポートを行ったりと、周りにも積極的に働き掛けていらっしゃいます。このように生徒に分かりやすい授業を目指して自ら研鑽^{きん}するとともに、他の教員にも積極的に働き掛けを行って学校づくりに積極的に参画している点を評価いたしまして、今回表彰することといたしました。

続きまして、(2)教職員における表彰者でございます。名簿では小学校の11でございます。ページが一番下から2番目です。足立区立花保小学校、鈴木好子指導教諭でございます。この方は高い専門性と優れた教科指導力を有する指導教諭として、児童の学力向上の課題、教員の意識改革に真摯に取り組んでおられます。この方の模範授業には毎回他校の教員が多数参加いたしまして、活発な議論が行われるとともに、数学的思考力や判断力等を育成するための問題解決型の授業を提案し、指導技術を広く普及させていらっしゃいます。また、他校からの授業支援依頼にも積極的に応

じられ、若手職員への初歩的な教材研究のやり方から高い専門性を有することまで、的確かつ具体的に助言されており、好評を得てございます。このように高い専門性と優れた指導力を持ち、自校及び他校の教員の指導力向上に向けた人材育成を十分に果たされている点を評価いたしまして、今回表彰することといたしました。

次でございます。（3）管理職における表彰者で、高等学校の2でございます。東京都立園芸高等学校の徳田安伸統括校長でございます。この方は、都立高校における農業教育を長年にわたりリードするとともに、定時制高校において進路指導実績を向上させる等の功績を上げてこられました。また、現任校である園芸高校におきましては、平成25年から米国大使館とハナミズキ盆栽交流を展開いたしまして、平成27年には当時のケネディ駐日大使を学校にお招きして、ハナミズキ来日100年記念式典を開催いたしました。現在も大使館公邸にて季節の盆栽展示等を行って、交流を継続しておられます。さらに、全国農業高等学校長協会理事長などの職務を歴任されておられて、都立高校のみならず、全国の農業系高校等の活性化に多大なる貢献をされたということで、今回表彰することといたしました。

最後に団体表彰でございます。名簿では小学校の2でございますけれども、八王子市立由木中央小学校でございます。この学校は、豊かな言語環境づくりに学校一体となって取り組んでおられます。具体的な取組といたしましては、全校児童で取り組む詩の暗唱チャレンジや読書活動、国語科を中心とした、伝え合い、学び合いの授業、図書ボランティアの読み聞かせなど様々な取組を行っております。このように、教員のみならず、地域との連携を含めた取組を進めた結果、児童が自分の考えを言葉でしっかり伝える力が付いたり、読書が好きと答える児童が全児童の80パーセントを超えるなど大きな成果を上げているということで、今回表彰することといたしました。

以上、3名1団体の表彰事例を御紹介させていただきました。説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明について御意見・御質問ございましたらお願いいたします。

【宮崎委員】 すばらしい事例は大いに表彰していただいて、御本人も勇気付けられると思います。ほかの参考にもなるので大変結構だと思うのですが、この選び方

なのです。どのような形で推薦が上がってきて選んでいるのか、あるいは上がってきたものは全部決まるのですか、決まらないのですか、落ちる人もいますのですか。同じような内容をやっているのに、こちらの方は名前が挙がったけれども、全然気が付かない人もあるなんていうことがあると、またそれも逆効果になってしまうのではないかと思いますので、どうやって選んでいるか、教えてください。

【総務部長】 推薦については、区市町村については各区市町村の教育委員会、教育庁各部から推薦を上げていただくわけなのですけれども、あらかじめ推薦の基準がありますので、各区市町村からその基準に基づいて推薦は上がってきます。審査といたしましても、その基準に基づいて、基準に合っているかというところを中心に審査して、基本的には、上がっているものについてはおおむね表彰させていただくことになっています。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

1月11日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いいたします。

【教育政策課長】 12月の第4木曜日の28日は、現在処理すべき案件等がありません。次回教育委員会定例会は、年明け1月11日木曜日午前10時から、ここ教育委員会室にて開催を予定しています。

以上です。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、12月28日は案件がないとのことで、この場で12月28日の教育委員会は開催しないこととしたいと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、12月28日の教育委員会

は開催しないことといたします。

次回は平成30年1月第2木曜日の1月11日となりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。

日程以外の発言

【教育長】 日程以外のことも含めて、この際、何かございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午後1時59分)